独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	株式会社SANKYO		コード	6417
提出日	2026/5/29	異動（予定）日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会で社外役員の選任議案が付議されるため			
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）				

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	山﨑　博行	社外取締役	○										○					有
2	三浦　嚴嗣	社外取締役	○													○		有
3	藤井　奏子	社外取締役	○													○	新任	有
4	前田　哲哉	社外取締役	○										△				新任	有
5																		

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	当該取締役は、中央青山監査法人在職中の2006年まで、当社の監査業務を執行しておりましたが、中央青山監査法人を退職後の2007年から2017年に在職していたＥＹ新日本有限責任監査法人時代は、当社の監査業務等には一切関与をしておりません。また、同監査法人を2017年に退職後、十分な期間が経過していることに加え、退職後は、同監査法人の運営には一切関与していないことから、独立性は十分に確保されていると判断しております。	当該取締役は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識が豊富であるとともに、長年、監査法人における企業等に対する会計監査の経験を有しております。また上場企業の経営者としての経験など、これらの知見に基づく独立した客観的な立場から経営全般に対する助言や提言を行っており、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献していただいております。当社では、上記の理由から社外取締役監査等委員として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけると考え選任しております。 なお、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2		当該取締役は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験に基づき、当社の経営全般に対し、独立した客観的な立場から監督、助言を行っていただくことで、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化に貢献していただいております。当社では、上記の理由から社外取締役監査等委員として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけると考え選任しております。 なお、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
3		当該取締役は、弁護士として豊富な経験を有し、企業法務をはじめ、労務管理に関する高度な専門性と企業経営を統治する十分な見識を有しております。これらの経験及び見識に基づき、当社の経営全般に対して、独立した客観的な立場から監督、助言を行っていただくことで、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものと考えております。当社では、上記の理由から社外取締役監査等委員として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけると考え選任しております。 なお、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。また、同氏は、これまで当社の顧問弁護士であったことはありません。
4	当該取締役は、過去に株式会社りそな銀行の業務執行者でありました。同行と当社との間には預金等の銀行取引がありますが、当社が同行に支払った手数料等の額は、同行の経常収益の１%未満と僅少であり、かつ当社は同行からの借入および同行に対する売上はありません。したがって、社外役員の独立性に影響を及ぼす特段の関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれはないことから、独立役員として適任であると判断しております。	当該取締役は、長年にわたり銀行業務に従事し、金融及び財務に関する高い専門知識と豊富な経験を有しております。また、企業経営者としての経験に加え、上場会社における社外取締役監査等委員としての経験も有しております。これらの経験及び見識に基づき、当社の経営全般に対して、独立した客観的な立場から監督、助言を行っていただくことで、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものと考えております。当社では、上記の理由から社外取締役監査等委員として当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を適切に遂行いただけると考え選任しております。 なお、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定します。
5		

4．補足説明

（１）当社では、属性情報に関する軽微基準を、取引先及びその出身者との関係においては、当社及び取引先の売上高の2%未満、寄付先及びその出身者との関係においては、年間寄付額の合計が10百万円、または寄付先の年間総費用の30%のいずれか大きい額を超えない者、と定めております。
（２）当社は、社外役員の選任に際し、独立性基準に関し、東京証券取引所の上場管理等に関するガイドラインのほか、一般社団法人日本取締役協会などから公表されている独立役員選任基準モデルを参考に判断することとしております。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。